

第6回 木更津市宿泊税検討委員会

令和8年7月17日（金）
木更津市



議題

(1) 木更津市宿泊税検討委員会報告書（案）について



答申書案及び木更津市宿泊税検討委員会報告書（案）新旧対照表

新	旧
答申書案 令和 年 月 日 木更津市長 渡 辺 芳 邦 様 木更津市宿泊税検討委員会 委員長 五十嵐 潤子 宿泊税の検討について（答申） 令和7年5月16日付け、木市税第298号により諮問のありました、市独自宿泊税導入の必要性の検討について、千葉県ของ宿泊税制度、木更津市の観光の現状や課題、アンケート調査結果、先進自治体の事例等を踏まえ、慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。 記 1 市独自宿泊税導入の必要性について 木更津市の観光振興を持続的に推進するため必要となる施策について検討した結果、千葉県から配分される交付金額では財源に不足が見込まれることから、市独自宿泊税を導入することが適当であると認めます。 2 市独自宿泊税の税額について 1人1泊50円程度とすることが妥当であると判断します。	答申書案 令和 年 月 日 木更津市長 渡 辺 芳 邦 様 木更津市宿泊税検討委員会 委員長 五十嵐 潤子 令和7年5月16日付け、木市税第298号により諮問のありました、市独自宿泊税導入の必要性の検討について、千葉県の宿泊税制度、木更津市の観光の現状や課題、アンケート調査結果、先進自治体の事例等を踏まえ、慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。 記 1 市独自宿泊税の導入について 本市の観光振興を持続的に推進するために必要な施策について検討した結果、千葉県から配分される交付金額では財源に不足が見込まれることから、市独自宿泊税を導入することが適当であると認めます。 2 市独自宿泊税の税額について 1人1泊50円程度とすることが適当であると認めます。

答申書案及び木更津市宿泊税検討委員会報告書（案）新旧対照表

新	旧
3 付帯意見 導入にあたっては、以下の点に留意されたい。 (1) 宿泊事業者の事務負担軽減 (2) 宿泊税の使途の見える化 (3) 宿泊税導入効果の評価・分析 (4) 税額を含めた宿泊税制度設計の定期検証 4 その他 本検討委員会における検討経緯や審議の内容等については、「木更津市宿泊税検討委員会報告書」のとおりです。	3 付帯意見 導入にあたっては、以下の点に留意されたい。 (1) 宿泊事業者の事務負担軽減 (2) 宿泊税の使途の見える化 (3) 導入後の効果検証と適切な見直し 4 その他 本検討委員会における検討経緯や審議の内容等については、「木更津市宿泊税検討委員会報告書」のとおりです。

新	旧
木更津市宿泊税検討委員会報告書（案）P26、27 第7 検討のおわりに 本検討委員会は、木更津市の宿泊税導入の可否について、これまでの会議における議論を踏まえ、以下のとおり提言する。 1 市独自宿泊税導入の必要性について 木更津市の現状として、以下の課題がある。 （１）観光資源の魅力や発信力の弱さ （２）回遊性や交通の利便性の不十分さ （３）観光人材の不足やインバウンド対応の遅れ これらの課題を克服し、観光資源の磨き上げと受入環境の整備を進め、宿泊者をはじめとする来訪者の満足度と観光振興の好循環を創出する必要がある。 具体的には以下の施策が必要であると考える。 （１）宿泊者向け施策（体験価値・満足度の最大化⇒また来たい） （２）宿泊事業者向け施策（稼ぐ力の強化⇒選ばれる宿となるための支援） （３）総合施策・マーケティング（集客とブランド構築⇒選ばれる続けるまちへ） 将来的に継続する観光資源の維持や環境負荷への対応といった一定の特化した行政コストに対応するため、用途を観光振興に限定できる財源である宿泊税の導入が妥当と考える。	木更津市宿泊税検討委員会報告書（案）P26、27 第7 検討のおわりに 本検討委員会は、木更津市の宿泊税導入の可否について、これまでの会議における議論を踏まえ、以下のとおり提言する。 1 市独自宿泊税導入の必要性について 木更津市の現状として、以下の課題がある。 （１）観光資源の魅力や発信力の弱さ （２）回遊性や交通の利便性の不十分さ （３）観光人材の不足やインバウンド対応の遅れ これらの課題を克服し、観光資源の磨き上げと受入環境の整備を進め、宿泊者をはじめとする来訪者の満足度と観光振興の好循環を創出する必要がある。 具体的には以下の施策が必要であると考える。 （１）宿泊者向け施策（体験価値・満足度の最大化⇒また来たい） （２）宿泊事業者向け施策（稼ぐ力の強化⇒選ばれる宿となるための支援） （３）総合施策・マーケティング（集客とブランド構築⇒選ばれる続けるまちへ） 将来的に継続する観光資源の維持や環境負荷への対応といった一定の特化した行政コストに対応するため、用途を観光振興に限定できる財源である宿泊税の導入が妥当と考える。

答申書案及び木更津市宿泊税検討委員会報告書（案）新旧対照表

新	旧
千葉県が宿泊税を導入することから、木更津市の宿泊税を上乗せ課税することとし、その基本的な考え方は以下のとおりとする。 （１）宿泊税の税額は、現在の木更津市の観光振興の課題を解決するために必要な施策の積み上げから算出した 50 円程度とするのが妥当である。 （２）宿泊税は税収減の補填ではなく、来訪者の満足度と観光振興の好循環を創出するための施策に充当する。 2 答申書付帯意見に係る補足 ■答申書 3（１）宿泊事業者の事務負担軽減 導入にあたっての宿泊事業者の事務負担軽減について、以下の点を検討されたい。 ・ PMS（ホテル管理システム）の改修費の補助 ・ 宿泊税の徴収に伴う人件費や決済手数料等への配慮 ・ 宿泊税の制度について宿泊者に簡単に説明できるようなツールの作成 ■答申書 3（２）宿泊税の使途の見える化 税収が具体的にどのような観光施策や地域課題の解決に使われているのか、透明性をもって公開するよう取り組みられたい。 ■答申書 3（３）宿泊税導入効果の評価・分析 毎年度、観光振興計画推進委員会等の意見を聞きながら、宿泊税充当事業の評価・分析を行われたい。	千葉県が宿泊税を導入することから、木更津市の宿泊税を上乗せ課税することとし、その基本的な考え方は以下のとおりとする。 （１）宿泊税の税額は、現在の木更津市の観光振興の課題を解決するために必要な施策の積み上げから算出した 50 円程度とするのが妥当である。 （２）宿泊税は税収減の補填ではなく、来訪者の満足度と観光振興の好循環を創出するための施策に充当する。 2 答申書付帯意見に係る補足 導入にあたっての付帯意見の宿泊事業者の事務負担軽減について、以下の点について検討していただきたい。 ・ PMS（ホテル管理システム）の改修費の補助 ・ 宿泊税の徴収に伴う徴収手数料の補助 ・ 宿泊税の制度について宿泊者に簡単に説明できるようなツール

答申書案及び木更津市宿泊税検討委員会報告書（案）新旧対照表

新	旧
■答申書３（４）税額を含めた宿泊税制度設計の定期検証 千葉県に合わせ、導入後５年を目途に税額を含めた宿 泊税条例の見直しに取り組みたい。 以上を踏まえ、宿泊税を財源とした新たな観光振興施策 を展開していくことで、来訪者の満足度と観光振興の好循 環が創出される観光まちづくりを進めていくことを期待す る。 最後に、本検討委員会の調査検討に際し、ご協力いただ いた関係者の皆様方に厚く御礼申し上げます。 木更津市宿泊税検討委員会	以上を踏まえ、宿泊税を財源とした新たな観光振興施策 を展開していくことで、来訪者の満足度と観光振興の好循 環が創出される観光まちづくりを進めていくことを期待す る。 最後に、本検討委員会の調査検討に際し、ご協力いただ いた関係者の皆様方に厚く御礼申し上げます。 木更津市宿泊税検討委員会